

国立大学法人広島大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和 4年 9月 2日(金) 10:00 ~ 12:00 広島大学東千田キャンパス 未来創生センター M201講義室	
委員	委員長 清水 齊 (大学教授) 委員 井上 周子 (弁護士) 委員 小早川 幸三 (公認会計士・税理士) 委員 栗栖 長典 (本学監事)	
審議対象期間	令和 1年10月 1日 ~ 令和 4年 3月31日	
抽出案件(合計)	4 件	(備考)
工事(小計)	3 件	今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし
一般競争 (政府調達協定対象工事)	1 件	
一般競争 (上記工事を除く)	2 件	
公募型指名及び 工事希望型競争	0 件	
通常指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申、 又は勧告の内容	別紙のとおり	

質 問	回 答
<p><b>1. 委員の交代について</b>  ・前任の胡田委員の後任として、井上委員が了承された。</p> <p><b>2. 案件の抽出について</b>  ・清水委員長の抽出した案件(工事95件中3件、設計23件中1件)について了承された。</p> <p><b>3. 案件の審議について</b>  (1)一般競争  【広島大学(原医研)実験研究棟新営機械設備工事】  ・入札公告について、取り消し線を引いた文章をそのまま残しているのはなぜか。  ・見え消しのまま公告することに問題はないのか。  ・低入札調査において、原因箇所を個別及び具体的に精査しているのか。  ・企業努力等により安価にできたことが確認できた場合には、工物品質に問題がないと判断しているのか。  ・競争参加資格の工事実績が平成16年度以降の15年間という期間は長すぎるのではないのか。  ・10年、15年経過すると建築技術は様変わりするのではないのか。  ・10年、15年という期間は、明文化された基準があるわけではなく、最近の工事の状況や業者の動向等から判断しているのか。  ・低入札調査における経営状況の確認には、決算書等を入手して判断しているのか。</p> (2)一般競争 【広島大学(東広島)総合研究棟改修等工事】 ・入札不調から見積へ進む過程について、どのように契約金額が出てきたのか。 ・交渉時に予定価格は伝えるのか。 ・今回は協議の結果、契約となっているが、交渉が折り合わない場合には再公告となるのか。それとももう1者との交渉となるのか。 ・入札回数が2回で不落随契に移行することは、規則によるものか。 ・施工体制確認型とするときの基準はあるのか。 ・予定価格の積算について、例えばこの部分は大学の積算が高かったなど考えられることはあるのか。 ・今回のように大学の予定価格が安かった場合、市場ではどの部分が値上がりしていると考えられるのか。 ・公共工事労務単価を用いることは決まっているのか。 (3)一般競争(政府調達協定対象工事) 【広島大学(東千田)校舎新営その他工事】 ・WTO対象工事となる金額等の基準はあるのか。 ・評価結果について、金額が安いからといって落札対象者となるとは限らず総合点で評価されるわけであるが、今回は点差が微妙で141点と139点とで2点しか違わない。これは非常に微妙な評価の違いだと思う。今回のような評価の僅差を説明できる正確性をどのように担保しているのか。 ・評価に間違いがあり結果が覆ることがあってはならないような重要な項目なので、必ずダブルチェックをするなどして、評価点の正確性を担保するようお願いしたい。	<p>・見え消し箇所については、当案件では該当しない旨を競争参加者に知らせるためである。  ・作成要領上、問題ない。  ・本学の積算内訳と参加業者の入札内訳を比較して精査している。  ・そのとおりである。</p> <p>・原則10年だが、参加業者を増やすため15年に延長している。  ・建築技術は10年、15年では大きく変化しない。ただし、金額については変わる可能性がある。  ・景気、国・地方公共団体の予算状況及び他大学の状況を見ながら判断している。</p> <p>・地方公共団体等が発行する経営規模等評価結果通知書の評定値を確認して判断している。</p> <p>・入札を2回行い落札にならなかったが、1番札の入札金額と予定価格の差異が少額であったため、見積合わせを行った結果、契約金額となった。  ・伝えていない。  ・1番札の参加業者と交渉が折り合わない場合には、2番札の参加業者と交渉することになる。この交渉が折り合わない場合は再公告となる。  ・入札公告において入札は原則2回と記載している。</p> <p>・原則2億円以上は採用することになっているが、案件1のように工事内容が特殊である場合は採用しないことがある。  ・公共工事労務単価及び本学が市場調査した額と参加業者の見積額に差異が確認された。  ・公共工事労務単価は、前年の統計調査が基になっているため、最新の人件費の上昇に追いついていないと考えられる。  ・文部科学省から国土交通省が定めた積算基準を用いるように指導されている。</p> <p>・450万SDR(6億8000万円)を超える案件が対象である。  ・担当者が資料を基に草案を作り、グループリーダー2名で資料及び草案を確認して正確性を担保している。</p> <p>・書面で残している。</p>

質問	回答
<p>・WGで提出資料から草案を作成したものを技術審査委員会で再確認し、最終的に総合評価審査委員会で確認している。ダブルチェック、トリプルチェックとなっているので、十分に確認が行われていると感じる。</p> <p>・技術審査の表中の評価について、D-5では「標準的な提案である」としながらも「○(評価する)」となっているほか、H-4でも同様の評価となっているが問題ないのか。</p> <p>・提案業者から評価について意見を述べる機会は設けられているのか。</p> <p>・特別重点調査は、予定価格の何割かというような金額で決まっているのか。</p> <p>・その割合が辛うじてでも上回って、特別重点調査の対象とならなかった場合はどうなるのか。</p> <p>・本件は大きい工事なので、工程表を提出させるなどして進捗の管理を行っているのか。最近では給湯器が入らないというような納期の遅れに関する話も聞いている。</p> <p>・契約により金額が確定した後は、様々な事情により工期が延長した場合でも金額は変わらないのか。</p> <p>・契約変更の場合、任意で話し合いをしているのか。</p>	<p>・D-5では同じ標準的という評価としたが、個別に内容を評価し加算したものである。H-4では工期短縮期間が具体的に記載されていることを評価した。</p> <p>また、基本的にはコストアップになる提案や逆に品質を落とす提案については評価していない。標準的としながらもよい提案であれば評価している。よい提案であったが他の表現が見つからなかったため標準的と記載した。</p> <p>・契約後に評価結果を公表し、それについての問い合わせを受け付けることになっている。そこで疑義があった場合は再度問い合わせを受け付けることになっており、この場合、入札監視委員会において審議することとなっている。</p> <p>・調査基準価格以下及び予定価格の割合(直接工事費70%、共通仮設費70%、現場管理費70%、一般管理費30%以下)となっている。</p> <p>・調査基準価格以上は30点、特別重点調査対象価格以上調査基準価格未満は10点、特別重点調査対象価格未満は0点が施工体制評価点として加算される。この施工体制評価点に標準点と加算点を加算したものを入札価格で割った評価値の一番高い参加業者が落札者となる。</p> <p>・進捗管理は行っているが、モノ不足の影響を受けており進捗状況は厳しくなっている。既に当初予定より工期を少し延長している。</p> <p>また、騒音問題などで近隣住民に配慮する必要があることや8時間労働を遵守することにより一日中作業ができなくなったことも影響している。</p> <p>・工期延長により金額が変更となった場合は、契約変更を行う。本件も既に行っている。</p> <p>・変更契約協議後に入札を行っている。</p>
<p>(4) 設計・コンサルティング業務 【広島大学(東広島)国際交流拠点施設整備事業設計業務】</p> <p>・このようなプロセスでいろんな評価委員の方から細かく評価され、トータルでこういう格好にまとめている本学で初めての取り組みである設計と工事を一体として入札したうちの設計業務であるという理解でよいか。</p> <p>・新しいミライクリエ(国際交流拠点施設)ができて、私も何回か使用しているが、非常によい建物ができたと思っている。その裏にはこういう大変なご努力の上でこういう契約にしたということが確認できた。</p> <p>・初めての試みということだが、設計施工一体を採用した理由は何か。</p> <p>・全体事業費の金額は、A社からF社全て枠内に入っていたのか。</p> <p>・15億円が総事業費なのか。</p> <p><b>4. 意見の具申又は勧告について</b></p> <p>・これからも入札は決まり通りきちんと行っていただきたい。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・この事業は大学を挙げての大きな一つの事業である。建物には基準面積などいろいろな決まり事があり、今回の件はコンセプトで広島大学としてこうしたいという考えをすべて盛り込んだうえで条件に叶った業者を選定するため、企画提案書と最低要求水準書を作成して公募をかけた。技術的な側面もあるが、こちらの考えと合致するところを探すという意味でこういう手順とした。外観とか中身とかではなく、大学の考えを盛り込んだ「機能」というところまで全部入っている。</p> <p>さらに契約事務期間短縮のメリットがある。</p> <p>・A社とB社は入っていない。</p> <p>・大学から出した資料の中で15億円と明記している。</p> <p>・了解した。</p>

質問	回答
<p>・余談だが、ミライクリエ(国際交流拠点施設)も本学の地域拠点として、地域の皆さんに利用していただくコンセプトで全体像を設計している。法学部は広島に移転することになっているが、単に法学部が移転するというだけでなく、法曹関係については広島を拠点にする、それと同時にリカレント教育とかそういった拠点としてこちらを有効活用したいという思いがある。本当はこういった建物(東千田)もそういうことを織り込んで建築はしてある。単に事務的に移るのではなく、本学の将来的な構想、地域といろんな面で協力していくという面でやっている。</p> <p>・いろいろお話があったが、今回は意見の具申又は勧告はなしとする。</p> <p><b>5. 議事録の確認について</b></p> <p>・本日の議事録を事務より送付する。了承を得たのち広島大学HPに公表する。</p> <p><b>6. その他</b></p> <p>・次回の委員会は令和5年9月頃に開催することが了承された。</p> <p>・次回の審査対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間とすることが了承された。</p> <p>・次回の案件抽出は引き続き委員長が担当することが了承された。</p>	<p>・(東千田)校舎も基本設計で最低条件と本学の考えを提示し、一番いい提案をした業者を選定し契約している。</p>